



平成27年5月8日

各 位

会 社 名 セメダイন株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩切 浩
(コード番号 4999 東証第2部)
問い合わせ先 人事総務部長 大給 近尚
(TEL. 03-6421-7411)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は平成27年5月8日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを、決議いたしましたので、改定後の内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）全体を統括し、推進する組織として、社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「CR管理委員会」）を設ける。
- ② 取締役および全ての使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「セメダイングループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」（以下「CR管理マニュアル」）を制定し、コンプライアンスの推進に関する施策等を定める。
- ③ 「CR管理委員会」は、「セメダイングループ行動規範」を定め、取締役および全ての使用人に同規範（カードに記載）の常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう周知させるとともに、人事総務部が主管部門となって研修等を通じてコンプライアンスの指導をする。
- ④ コンプライアンスに関する社内通報制度として、CR管理委員会事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。
- ⑤ 「CR管理委員会」は、これら活動を定期的に取り締役会および監査役会に報告する。
- ⑥ コンプライアンスの状況は、監査室が監査する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、環境、災害、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについて、「CR管理委員会」が組織横断的に監視および対応を行い、会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める仕組みを構築する。
- ② これらのリスクを未然に防止し、または適切に管理するために、「CR管理マニュアル」に基づき、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。
- ③ 「品質管理本部」を設置し、「安全、安心を追求する」品質保証体制を構築し、機能させている。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および執行役員が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、別途定める規則等に基づいて、一定の範囲の重要事項および取締役会の付議に先立つ事前審議事項に係る意思決定を機動的に行うものとする。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社各社に対し、業績に関する月次報告および四半期報告を義務付け、担当する各取締役が適切に対応する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「CR管理委員会」が当社グループ全体のリスクの監視および対応に当たっている。
- ② 「品質管理本部」に当社グループ全体の品質保証・品質管理を担わせている。
- ③ 監査室が当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社における一定額以上の資産・資本の増減等財務に関する事項については、当社の経営会議決議事項とし、意思決定の役割分担を明確にしている。
- ② 当社グループ全体の販売体制については営業本部が、生産体制については生産・物流本部が、自動車関連事業戦略については自動車事業部が統括している。

(4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「CR管理マニュアル」「セメダイングループ行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項

必要に応じて監査室、人事総務部および管理部が監査役会事務局業務および監査役の職務の補助を行うこととする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを徹底する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的および臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制

当社グループ内においてコンプライアンス違反または重大なリスク要因を発見した者は、自らまたは上司を通じて、社内通報窓口である「CR管理委員会」にすみやかに報告するものとし、常勤監査役が当該委員会に出席し、または当該委員会が監査役会に定期報告することにより、監査役会がこれらの報告を受けることとなる。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「CR管理委員会」事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムにおいては、通報者の匿名性を確保し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを「CR管理マニュアル」で明確にする。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」において、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示すること、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができることを明確にする。

11. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、当社および当社グループ各社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監査室等と緊密な連携を保つものとする。また、監査役会と代表取締役およびその他取締役と必要に応じて意見交換を行うものとする。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社および当社グループ各社の財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制（財務報告に係る内部統制）の有効性が確保されるよう、取締役会の監督のもとに内部統制委員会を置き、同委員会が中心となって同体制の適切な整備・運用を推進する。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する。
- ② 反社会的勢力への対応については「セメダインググループ行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。
- ③ 不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。不当要求への対応総括部署は人事総務部（責任者：人事総務部長）とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

以上